

# 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

## 基本協定締結説明書

1. 公募日 令和 6年 9月 9日
2. 担当官等 中国地方整備局 岡山河川事務所長 垣原 清次
3. 協定概要
  - (1) 協定名 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定
  - (2) 活動場所 一級河川吉井川水系、旭川水系及び高梁川水系のうち、岡山河川事務所において管理する区域（別図－1参照）における災害応急対策活動等への協力を原則とするが、災害の規模により協定締結区域外での活動も実施する。（吉井川及び旭川は5区間、高梁川は6区間に分割しており、区間毎に募集するものである。）
  - (3) 活動内容 岡山河川事務所管内の河川管理施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、協定業者で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動等を実施するものとする。
  - (4) 協定期間 令和 6年12月16日 ～ 令和 8年12月15日
  - (5) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。
4. 応募資格  
応募資格は、以下のとおりとします。
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において「一般土木工事」又は「維持修繕工事」として認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
  - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５） 次の実績を有するものであること。

１）平成21年度以降において、中国地方整備局が発注した工事の施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施行実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績の工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

（６） 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者は、次に掲げる基準を満たす技術者であること。（申請書提出日以前に3ヶ月以上雇用関係があること）。なお、当該活動に専任の義務はないものとする。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二一四（２）、（３）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工管理技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業農村工学」「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

（７） 基本協定応募資格確認申請書（基本協定応募資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８） 岡山県内に建設業法の許可を有する本店（社）、支店（社）又は営業所が存在すること。

## 5. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。  
応募区間数について制限はしない（別記様式4に希望順位を記載）ものとし応募された区間は全て契約締結の対象とするものとする。
- (2) 希望者が無いまたは少ない区間は、当該区間を対象とし、申請全者に再度意志確認を行い承諾を得られた者を割り当てる。
- (3) 選定、非選定の結果については、書面により通知する。

## 6. 担当部局

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2-4-36  
国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 管理課  
TEL 086-223-5194（ダイヤルイン）  
FAX 086-234-2298

## 7. 応募資格の確認等

### (1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出すること。

- ①基本協定応募資格確認申請書【別記様式1】
- ②令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
- ③過去の施工実績【別記様式2】

平成21年度以降において、中国地方整備局が発注した工事の施工実績について記載すること。

CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

- ④総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

- ⑤担当区間希望調査票【別記様式4】

※基本協定について応募区間については制限しないものとし、応募された区間は全て契約締結の対象とするものとする。

応募区間について、同一災害における複数区間同時出動の可否を記載すること。

### (2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。
- ①受付期間：令和6年9月10日（火）から令和6年10月4日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：6. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出すること。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：令和6年9月10日（火）から令和6年9月18日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：6. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和6年10月4日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：6. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

(別記様式1)

基本協定応募資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

岡山河川事務所長

垣原 清次 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和6年9月9日付けで募集のありました「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書7.(1)②に定める令和5・6年度一般競争（指名競争）  
参加資格認定通知書の写し
- 2 基本協定締結説明書7.(1)③に定める過去の施工実績を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書7.(1)④に定める総括的に管理する技術者の資格等を  
記載した書面
- 4 基本協定締結説明書7.(1)⑤『担当区間希望調査票』

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

## 過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 令和 年 月 日～令和 年 月 日
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・同種工事がCORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事、平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

## 総括的に管理する技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
所属・役職		
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍 される技術 者数	一級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	
	二級土木施工管理技士又 は二級建設機械施工管理 技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、4.(6)②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式4) 担当区間希望調査票

協定締結を希望する区間について、協定締結を希望する順位を記載願います。なお、区間名については、別図-1『河川等災害応急対策活動等担当区間図(吉井川・旭川・高梁川水系)』を参照願います。

※記載例

区 間 名	希望される順位	同一災害における複数区間同時出動の可否
〇〇川①区間	第 ○ 希望	可 or 否
〇〇川②区間	第 ○ 希望	可 or 否
〇〇川③区間	第 ○ 希望	可 or 否
〇〇川④区間	第 ○ 希望	可 or 否
〇〇川⑤区間	第 ○ 希望	可 or 否
〇〇川○区間	第 ○ 希望	可 or 否
〇〇川○区間	第 ○ 希望	可 or 否

※吉井川及び旭川は5区間、高梁川は6区間に分割。

応募区間数については制限しないものとし、応募された区間は全て契約締結の対象とするものとする。

応募区間について、同一災害における複数区間同時出動の可否を記載願います。

## 基本協定応募資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定応募資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定応募資格確認申請書（別記様式1） →必須提出
- 令和5・6年度の一般競争参加資格に係る書類 →必須提出  
（中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し）  
※4. 応募資格（2）参照

### 会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）  
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し  
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

### 総括的に管理する技術者の資格・経験

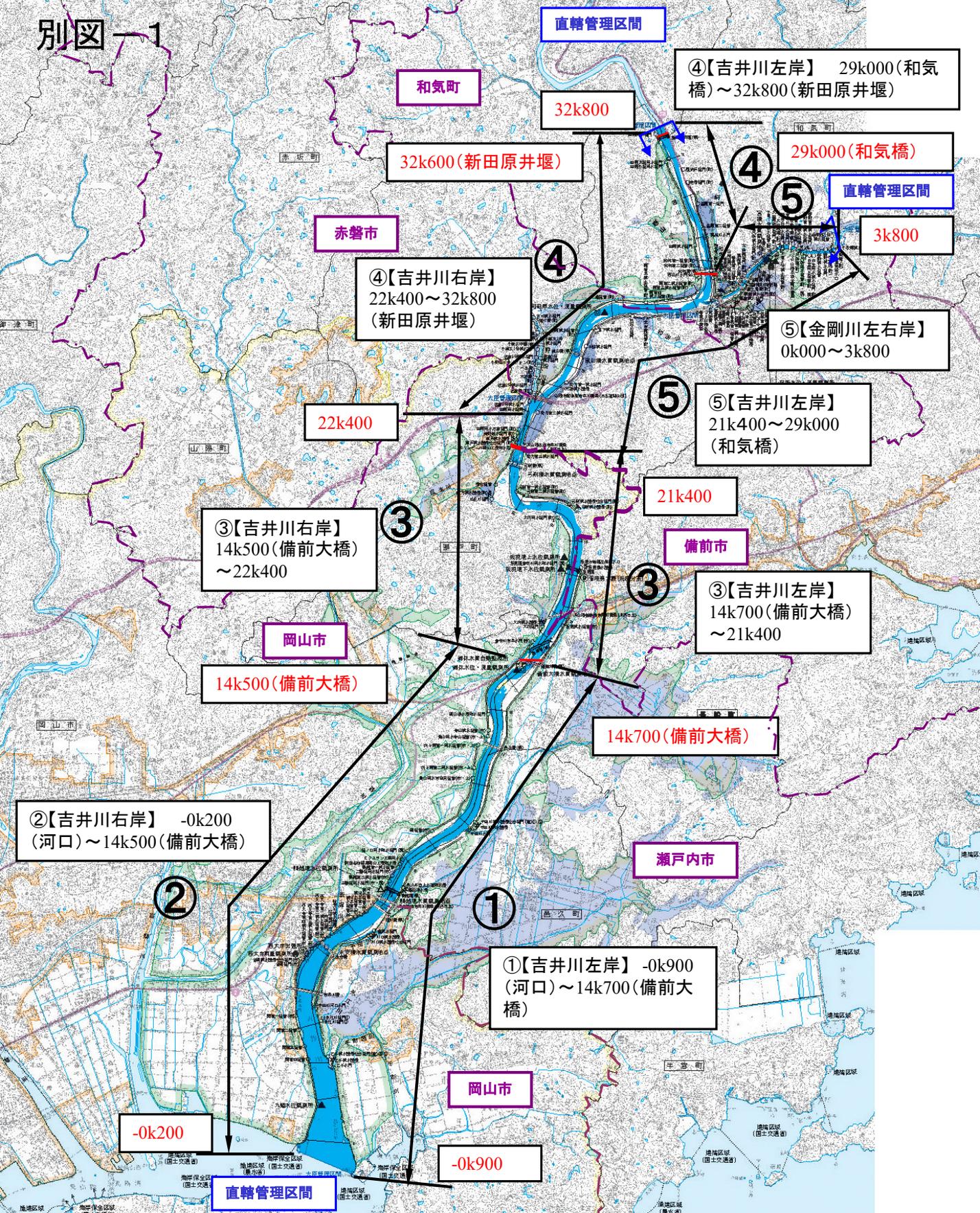
- 総括的に管理する技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出  
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
- 総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

### 技術資料

- 『担当区間希望調査票』（別記様式4） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（応募資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別図-1



直轄管理区間

和氣町

④【吉井川左岸】 29k000(和気橋)～32k800(新田原井堰)

32k800

32k600(新田原井堰)

29k000(和気橋)

直轄管理区間

3k800

赤磐市

④【吉井川右岸】  
22k400～32k800  
(新田原井堰)

⑤【金剛川左右岸】  
0k000～3k800

22k400

⑤【吉井川左岸】  
21k400～29k000  
(和気橋)

21k400

③【吉井川右岸】  
14k500(備前大橋)  
～22k400

備前市

③【吉井川左岸】  
14k700(備前大橋)  
～21k400

岡山市

14k500(備前大橋)

14k700(備前大橋)

②【吉井川右岸】 -0k200  
(河口)～14k500(備前大橋)

瀬戸内市

①【吉井川左岸】 -0k900  
(河口)～14k700(備前大橋)

岡山市

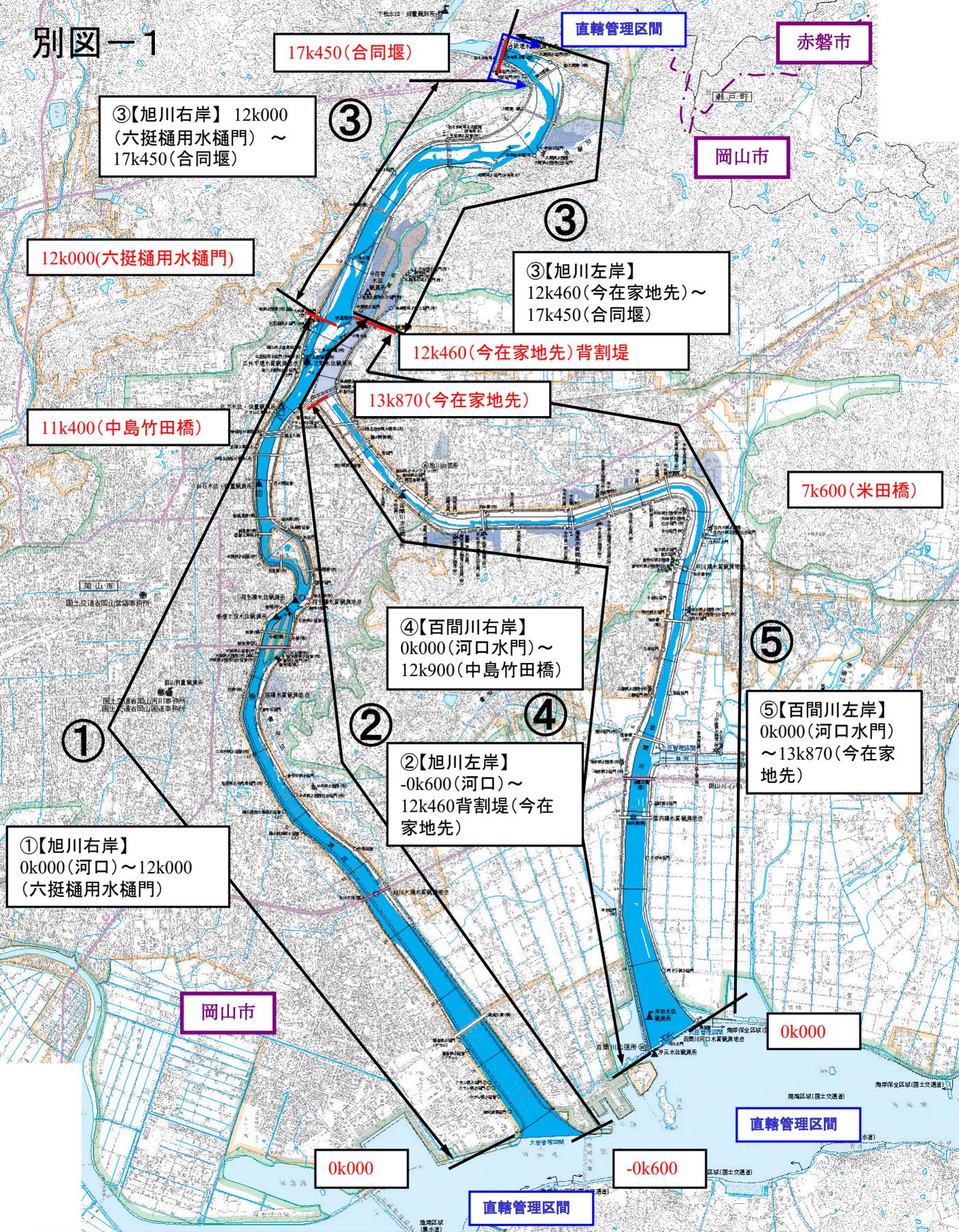
-0k200

-0k900

直轄管理区間

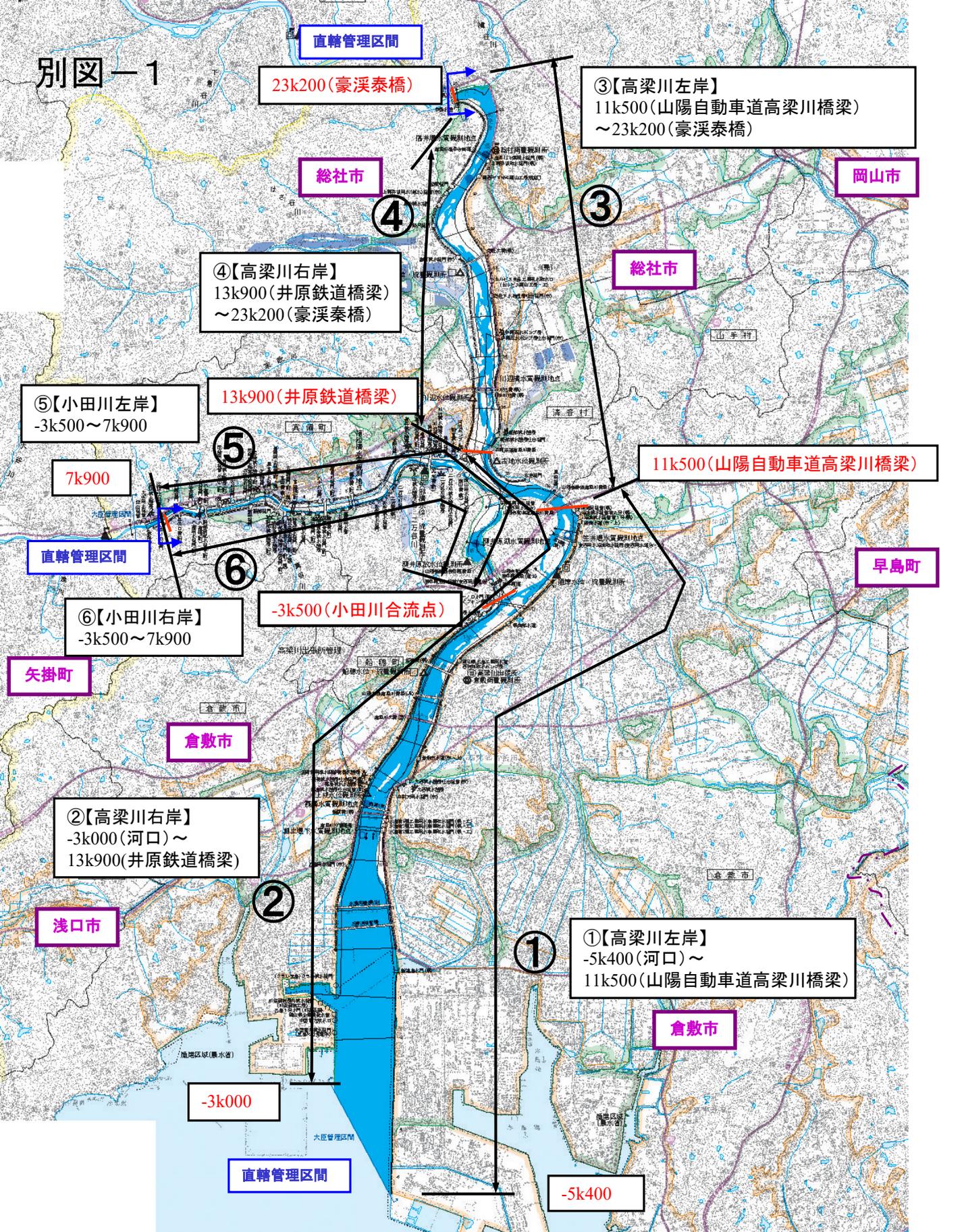
河川等災害応急対策活動等 担当区間図(吉井川・金剛川)

# 別図-1



河川等災害応急対策活動等 担当区間図(旭川・百間川)

別図-1



河川等災害応急対策活動等 担当区間図(高梁川・小田川)